



お取引先各位

2026年1月22日

ビール酒造組合加盟各社の持続可能な業務用営業活動の推進について（ご案内）

アサヒビール株式会社
麒麟ビール株式会社
サッポロビール株式会社
サントリー株式会社
オリオンビール株式会社
ビール酒造組合

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、このたびビール酒造組合並びに加盟各社は持続可能な業務用営業活動を推進するため、下記の実施計画を開始して参りますことをご案内いたします。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■はじめに

酒類は、国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。また同様に外食は、酒類と深く結びついている文化であり、国民のより豊かな生活の実現に寄与するとともに多くの雇用を抱え、日本経済を支える重要な産業としての役割を担っております。このような外食産業に対して我々が長年にわたり携わってきた業務用の営業活動は大変重要な業務であると認識しています。

しかし一方で、夜間業務や休日における対応、業務に伴う飲酒機会の多さなどの酒類業務用営業活動の特性には注目する必要があります。これからの社会の動向を鑑みると、業界が適切に連携して課題に対処することにより、関わる従業員の生活と健康を守り、業務用営業を未来に繋がるスタイルに変革させ、業務用ビジネスを魅力的なものにするための取組みが不可欠です。

そのため、国が推進する「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」や「働き方改革関連法」などの指針を参考に、ビール酒造組合加盟各社はその取組みを推進して参ります。

■目指す姿

加盟各社の従業員が業務用営業に誇りとやりがいを持ち、イキイキと働き自ら成長することで、激



しい時代変化の中においても業務用営業を持続可能なものとし、外食産業の健全な発展に貢献していくことを目指します。

そのために、業務用営業の働き方を改めて見直し、魅力的な職場環境に変えることで、持続的な人財確保を行います。また、得意先から信頼され、外食ビジネスの専門知識と知見を持つ提案型営業で業界に貢献できる人財を育成していきます。

■具体的な取組み事項

(1) 飲酒に関わるコンプライアンスの徹底

加盟各社は、お酒の魅力や豊かさ、楽しさを社会に伝えてゆく責務をもつ当事者として、適正飲酒や飲酒時のマナーを守ります。また、特にアルコールの過剰摂取や夜遅くまでの飲酒を慎み、コンプライアンス遵守を徹底して参ります。

(2) 働き方改革と健康への配慮

加盟各社は従業員の健康を守る責務から、ワークライフバランスを考慮し、心身ともに健康的に働き続けられることを目指します。特に不適切な飲酒は健康障害等につながりますので、厚生労働省から発信された「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を踏まえ、業界として従業員の健康に配慮した適切な飲酒行動を促していきます。また、夜間の飲酒を伴う営業活動の運用ルール化や業務プロセスの効率化を行い、時間外労働・休日労働の削減に取り組めます。このように、個人の仕事と生活の調和を図り、一人ひとりが意欲を持って働けるようサポートしていきます。

【参考】

(1) 健康に配慮した飲酒に関するガイドライン

本ガイドラインは、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的としています。

<以下ポイント抜粋>

・健康に配慮した飲酒の仕方等について

- ① 自らの飲酒状況等を把握する
- ② あらかじめ量を決めて飲酒をする
- ③ 飲酒前又は飲酒中に食事をとる
- ④ 飲酒の合間に水を飲むなど、アルコールをゆっくり分解・吸収できるようにする
- ⑤ 一週間のうち、飲酒をしない日を設ける



・避けるべき飲酒等について

- ① 一時多量飲酒（特に短時間の多量飲酒）
- ② 他人への飲酒の強要等
- ③ 不安や不眠を解消するための飲酒
- ④ 病気等療養中の飲酒や服薬後の飲酒（病気等の種類や薬の性質により変わります）
- ⑤ 飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

（２）働き方改革関連法

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

＜以下ポイント抜粋＞

- ・労働基準法に基づく指針に基づき時間外労働・休日労働の削減に取り組む。
- ・年次有給休暇の時季指定義務に留意しつつ、計画的な年次有給休暇の取得促進に取り組む。
- ・深夜業の回数の制限、勤務間インターバル（前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保）の導入を検討する。

以 上